

NISA口座開設 ジュニアNISA口座開設 キャンペーン

実施期間 平成29年1月4日(水)～平成29年3月31日(金)

NISA口座開設または
ジュニアNISA口座開設で
平成29年5月31日までに口座開設手続きが完了された方

もれなく **QUOカード**
1,000円分をプレゼント

さらに

NISA口座またはジュニアNISA口座で
投信積立をお申込みいただくと
平成29年5月31日までに口座開設手続きが完了された方

もれなく **QUOカード**
500円分をプレゼント



お一人さま
最大
1,500円分の
QUOカードを
プレゼント

NISAとジュニアNISAの制度概要

	NISA	ジュニアNISA
利用できる方※1	20歳以上の日本居住者等	0～19歳の日本居住者等
非課税投資枠	年間 120万円 (平成27年までは年間100万円)	年間 80万円
口座開設期間	平成35年まで	平成28年～平成35年まで(平成28年4月から投資可能)
非課税期間	最長5年間	最長5年間
非課税対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	上場株式・公募株式投資信託等
運用管理	本人	親権者等が代理で行う
払出し制限	制限無し	原則、18歳まで払出し不可※2
金融機関の変更	可	不可※3

※1…投資を開始する年の1月1日現在。 ※2…原則、災害などやむを得ない場合を除き、18歳(その年の3月31日時点で18歳である年の前年12月31日)まで払出しは行えません。途中で払出す場合(全部解約のみ可)は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。 ※3…既存の口座を廃止した後の再開は可能です。

詳しい内容は裏面をご参照ください→

<http://www.tsukubabank.co.jp>

平成29年1月1日現在

 筑波銀行
Tsukuba Bank

(22) 29. 1. 1

NISA口座またはジュニアNISA口座を開設されたお客さまへ

(他金融機関で開設済のNISA口座を筑波銀行に移す場合も対象となります。)

QUOカード 1,000 円分プレゼント

- ・平成29年1月4日(水)～平成29年3月31日(金)の間に NISA口座をお申込みいただき、平成29年5月31日(水)までに、口座開設手続きが完了されたお客さまが対象となります。
- ・QUOカードプレゼントは、原則、口座開設手続きが完了した月の翌月末までに当行届出登録住所へ郵送いたします。

NISA口座開設キャンペーンのご留意事項

- ・当行で投資信託口座をお持ちでない方は、NISA口座お申込みと合わせて投資信託口座の開設が必要となります。

さらに

NISA口座・ジュニアNISA口座で投信積立を契約し、第1回目の引落しが確認できたお客様にQUOカード500円分プレゼント

- ・平成29年1月4日(水)～平成29年3月31日(金)の間にNISA口座・ジュニアNISA口座で投信積立をご契約いただき、第1回目の引落しが確認できたお客さまが対象となります。
- ・QUOカードプレゼントは、第1回目のお引落し確認月の翌月末までに当行届出登録住所へ郵送いたします。

投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.24%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.16%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%)が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計金額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身で判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。

NISAに関するご注意事項

●筑波銀行でのNISA口座対象商品は公募株式信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●NISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●2015年1月以降は、一定の手続きのものを、金融機関の変更が可能となりましたが、金融機関の変更をおこない、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)*で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。*非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内において設けられる勘定のことで、●万一重複して申し込まれた場合には、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあり、その場合でも金融機関を変更できません。また、口座開設が大幅に遅れる可能性もあります。●NISA口座は、原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。●NISA口座の開設には「住民票の写し」等の書類が必須です。また住所等変更時には変更届を提出する必要があります。●1年間の非課税投資額の上限枠は120万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することができません。●NISA口座の非課税期間(最長5年間)が満了した場合、保有する投資信託を次の非課税期間に移す、または課税口座に移すことができますが、その投資信託の取得価格は移す日の時価になります。●分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。

ジュニアNISAに関するご注意事項

●筑波銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●ジュニアNISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。●日本にお住まいの0歳以上19歳以下(口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方)の未成年の方が口座を開設できます。●口座開設者が18歳になるまで(3月31日時点で18歳である年の1月1日以降)は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができません。払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の法定代理人(親権者等)に限定されます。

ジュニアNISA口座の資金は口座開設者本人(未成年)に帰属します。
それ以外の資金による投資には課税上の問題が生じる可能性があります。

詳しくは、店頭窓口までお気軽にお問い合わせください。